

令和3年9月21日

由利本莊市教育委員会
9月臨時会会議録

由利本莊市教育委員会

1、令和3年9月21日、由利本荘市教育委員会臨時会が、西目総合支所第2会議室に招集された。

1、本日の出席委員は次のとおりである。

- 1番 教育長
- 2番 教育長職務代理者
- 3番 委員
- 4番 委員
- 5番 委員

1、教育委員会事務局より出席した職員は次のとおりである。

- 教育次長
- 教育総務課長
- 主幹兼学校教育課長
- 書記（教育総務課参事）

1、本日の会議の日程は次のとおりである。

令和3年9月21日 午後1時40分 開会

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 事務局報告

日程第3 議案審議

議案第29号 新型コロナウイルス感染症に係るガイドライン改定について

日程第4 その他

1、会議の顛末

教育長

開会（午後1時40分、会議の開会を宣言）

それでは、お忙しい中、大変ありがとうございました。

9月の教育委員会臨時会を開会します。

今日お集まりいただきましたのは、新型コロナウイルス感染症に対するガイドライン等の見直しというものが求められておりました、それについて明日、医師会会長と保健所の所長に資料を持って伺うことにしました。その前に委員会の中できちんと確認した上で、出したいと思っておりますので、急なことで大変申し訳ありませんけれども、よろしくお願いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、会議録署名委員に、2番委員、5番委員を指名します。

日程に沿って進めていきます。

それでは日程第2 事務局報告をお願いします。

教育次長

報告はございません。

それでは日程第3 議案審議に入ります。

学校教育課長

議案第29号新型コロナウイルス感染症に係るガイドライン改定について、になります。学校教育課長お願いします。

議案第29号は、新型コロナウイルス感染症に係るガイドライン改定についてであります。新型コロナウイルス感染症に係るガイドラインを改定するにあたって、教育委員会の議決を求めるものであります。

提案理由としましては、今後の対応方針について、委員会の議決を得たうえで、明日保健所、それから本荘由利医師会の方に持って行きまして、すぐは回答もらえないと思いますが、少し見ていただいて、後からご指摘をいただいて、最終的にそのもので、ガイドラインを学校の方に示していく形をとりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

教育長

（議案第29号新型コロナウイルス感染症に係るガイドライン改定について、を説明）

今二つ話がありました。

一つ目の臨時休業の日数は、学校止まりの資料の1番の上

から3つ目のポツ（点）、「原則土日を含む連続7日間休業とする」。このことについて、県が最初3日でやっていたけども、後から文科から出てきたのか5～7日となっている。感染レベルによっても違う。私達は7日でやって行きたいと考えていますけども、委員の皆さんのご意見をいただければと思います。

委員

今回、一連の事を考えて、学校にも教育委員会にも情報が来ない。情報を全部保健所がすべて握っているということを考えて、ここを保健所に投げたいのです。文言はこのままにしておいて、ただし学校再開については、保健所の指導を受けて決定するというような文言ですね。保健所の指導の下に学校再開の日にちを決定するという。7日のままにしておいて、それを入れたらどうかと思う。そうすると、言葉の意味から言うと7日間は最低休みます。ただし、再開の日数は保健所の指導によっては、それより伸びるかもしれないというニュアンスを含みます。保健所に投げるとすればここは5日でも良いのではないかとなるのですが、私はやはり安全を重視したいという考えから7日はそのままにしておいて、再開は保健所の指導と承認によるという、そういう文言を入れたいと思って見ておりました。

教育長

「原則土日を含む連続7日間休業とする。再開については指導を受ける。」という形で良いでしょうか。

委員

はい。

教育長

他の委員の皆さんいかがでしょうか。

委員

前回の面的クラスターの対応。あれぐらい緊迫して、全部シャットアウトされたという状況を見れば7日は最低必要かなと思います。

委員

恐らく3～5日で再開となったら、父兄から「いやだ」という声の方が大きいのではないのでしょうか。7日休んで何でそんなに休むんだという声よりも、3日若しくは5日で再開した場合の方が、むしろ不安の声の方が圧倒的に多いように感じます。

委員

私もそう思います。

教育長

事務局の中で話したのは、ドクターの先生方からは安全については語っていただくけれども、安心については語ってい

ただけなくて、安心にはレベルがない。安心をどのようにするかは行政の話になるのかなど。私達もセーフティという言葉をよく使いますが、どのくらい見るかということについて、医師会や保健所にもある程度、話しはしなければいけないのかなど。安全だけでは登校まで結びつかない子供がたくさんいると伝えていきたいと思います。

「再開については、保健所の指導を仰ぐ」というような言葉でよろしいでしょうか。(はい)

二つ目ですが、陽性者が退院してから濃厚接触者よりも早く、出校できることについてです。

子供がお医者さんからもう学校に行ってもいいよとされているのに、あなたが感染させたのだから、あなたが来てはいけないと言われたと取るのではないかと思います。

インフルエンザの場合は、学級の中でどの子が最初に罹っても、5日以上でお医者さんが学校に行ってもいいよと言えば、もうどの子も、一番最初に感染した子も来ているのが事実ですから、それを考えると、大人の場合は大人の事情で理解されるかもしれませんが、子供が最初に感染者になった場合には、子供の保護者は、最初の感染者になった自分の子をそれこそ差別しているというように感じるのではないかと思います。やはりここは機械的に、今は発症から10日間で感染リスクはなくなると言われているので、感染リスクがなくなれば、学校に登校しても良い。あるいは2週間と決めないで、何日以上で医師が出校を認めるまでの方が、例えば、2週間以上休んだ子が2週間までは出停でそれ以降は欠席になるのかとか、病休になるのかということも出てきますから、コロナに関しての子供の体力の回復状況で2週間より長い場合ももしかしたらあるかもしれないし、あるいは10日より早く元気になるかもしれないですけども、10日間はリスクがあると言われているので、「10日以上医師が認めるまで」みたいな文言があった方が。

インフルエンザの場合はA型に罹った子が体力を回復する前に学校に行って、またB型に罹る場合もあるので、長くお休みをさせる小児科のお医者さんもいる。子供の状況をよく知っている。インフルエンザもお医者さんによって休ませ

教育長

委員

る日にちが違うので、患者の健康状態を知っていると思うので、そういう面で医師の判断という言葉はあった方がよいのではないかなと感じました。

やはり、ここは差別感を感じるなと思いました。

文科のラインでは一応2週間となっていて、国の中でも整合性が取れてないようです。

言葉の綾です。

言葉の綾から言うと、「保健所や医療機関から外出可能と言われるまで」となっています。これは言われたら出なければいけないという意味ではない。本人が後遺症とかまだ倦怠感とかがまだ続いている場合は出なくていいのです。

この文言はこのままで、だから出てきなさいということに使わなければ良い訳です。1週間はゆっくり体力回復を待って、2週間は最低休んだらという言い方もまた可能だということです。先程の中学校の事例では適切な対応だということと言えるのではないかと思います。いいよと言われたから出なければいけないということではないという解釈です。

ここの文言をもう少し明確にということであれば、最低2週間という言葉を入れておけば、濃厚接触者と感染した本人が逆のニュアンスになってしまうことは免れるのではないかと思います。

ただ、濃厚接触者に関しては、最初に感染した人が治ったからその人はもう大丈夫という保障は全く別物なので、2週間というのは妥当だろうと。今、長ければ感染してから発病するまで2週間かかる人もいるということは認められていることなので、これはこれで良いと思う。

陽性者が早く出てきてしまうことにならないかということに関しては、体力の回復とか考えると2週間休んでいてくださいということはやろしいのではないのでしょうか。

外出可能と言われることを条件として最低2週間。これは出て良いということの条件ですよね。

委員

発症してから最低2週間で、保健所や医師から良いと言われるまでということですね。

学校教育課長

本人が陽性者となった場合は、期間としては最低2週間、なおかつ保健所や医療機関から外出可能と言われたことを

条件とする。という形でしょうか。

委員 保健所から10日が出ていいよと言われて、本人も出たいと。その時に2週間の縛りがあると4日間出られなくなる。それに対しては、他とバランスから説明がついているのか。

委員 医者が良いと言って、本人も出て良いと言っているのにも関わらず、あなたは4日間出られませんよというのは、問題ないでしょうか。

委員 あるかもしれません。出ていいよと言われているのに何でだめなのだとする。

教育長 その時に、学校が合理的に保護者に納得してもらわないと、学校や委員会に対する攻撃になってしまう。根拠を示せと言われたときに、根拠がないのですね。そこが非常に。

委員 私の考えとしては、現状のままで全く問題ないのではないかと思う。委員がおっしゃるように全然根拠が違うので、なおかつ、差別的な感じで捉える感じが非常に高いと思う。医者が良いのに、だめだよと言える根拠がどこにもなくて。運用面で委員がおっしゃるように可能と言われたら、出なければいけないとなるのでなくて、運用としてその後大体2週間くらいを目処にという感じでまわしていく。ここに2週間を入れてしまうと、逆に縛られるのかなという感じがします。

委員 この場合、本人若しくは親が強硬に10日過ぎて出たいとなる場合は。

教育長 出すしかない。

委員 文科の方も発症したらドクターが治ったと言え、治った。もう一つの濃厚接触者は、可能性の話でしかないので、可能性を2週間取っていますよとなってしまう。

委員 それでいいのではないかと私は思います。

委員 人に感染させるリスクで、基準が生まれている。そこに感情を入れないで。

委員 逆になっても仕方が無いと。それで了解が取れば良いと思います。

委員 もしかして、自分が発症するかもしれない可能性があるときに、自分が感染させたらと思うので、理解していただけるかと思うのですけども、もう自分は感染させる心配がないのに、あなたが感染させたのだから、まだ来るなとなると納得

委員

いかないかなと思います。

発症者は、発病したら治ったということは医者が決定できる。濃厚接触者と認定された場合は、あなたはもう感染させる心配はありませんというのが2週間以内に何を根拠に言えるかなんですよね。言えないのです。濃厚接触の場合は、あなた自身の健康の問題でなくて、あなた自身が発病する可能性があることと、発病する前に既に人に感染させる可能性がある。2日前からと言われていています。ですから出席はできませんよという意味の2週間になります。

出席停止のニュアンスが発病した場合と発病する可能性がある。別の言い方をすると感染させる可能性がある。その恐れがなくなるのに2週間は見なければいけないのです。

先程の中学校の現象は、やむを得ないと言うことであればこのままで変える必要は無いと思います。

教育長

これについては、Q & Aなど別の但し書きとして、意味を言わないとわからないかもしれないので、私達の方で注釈を後から学校に配るときには入れる必要があるし、保護者に伝えてもらわないと、理解してもらえない部分があるかもしれません。

委員

濃厚接触者と保護者に対する説明はかなりしっかりしないと、逆恨みやいじめられる対象となる可能性があるわけですから、そこはしっかりと指導していただきたいと思います。

学校教育課長

中学校の場合は、職員だったので2週間ということで、休んでいただいて、感染者の方にも、もう少し休んでくださいと言うことで理解いただいて何もなかったです。

小学生で2人感染した子いますけども、その子供達については、お医者さんから「明日から行っても良い」と言われた時に、学校に復帰させております。

教育長

このところについては、文言修正はしませんが、付帯事項について整理します。

次の説明をお願いします。

学校教育課長

4番のところは文科の方にも、一切こういう文言はついていなかったのですが、本人が濃厚接触者ではないけども熱が出たために、お医者さんの方から念のためR C R検査を

委員

受けましようとした場合、濃厚接触者であれば出停ですけれども、濃厚接触者でないでしよと、今回言われています。

このような場合に、念には念を付けている項目ですけども、この項目はこのまま付けていいのか、あるいは混乱を招く一つの種になっているので、無くした方が良くかということですが、いかがでしょうか。

これについては受けた以上は、陰性が確認するまでは、やはり慎重な行動は取ってもらわないといけないだろうと。

ここの項目がついたのは、この場合でも欠席扱いにはしませんよという、但し書きのためだと思うので、これはこれでよろしいと思います。

教育長

大人の方は、こういう場合は来るなという風に服務上出されているけども、子供についてはなくて、あえて大人に習って入れています。このまま残していかないとわからなくなって、学校からよく問い合わせが来るので残しています。

これについては、このまま残す形でよろしいでしょうか。よろしいです。

委員

学校教育課長

6番については、表を見ると途中から二つに分かれています。「同居の家族等に発熱等の風邪症状が見られる場合（ただし医師の指示による）」とあります。一般的には、同居の家族で発熱等の風邪症状が見られる場合の、発熱等の「等」が色々な意味を持っていて、鼻水出るとか、咳が出るとか色々なことがあります。ここで一番注意したいのが、熱があったら休んでもらった方が良くかなと考えておりますが、文科から出ているガイドラインでは地域の感染者が漸増している段階、例えばレベル1・2よりだったら3・4になっていたら、これはどんどん増えている状況だから、そういう場合だったら家族等に発熱等の風邪症状があったら、出席停止だという風な形なのですけども、あまり地域の感染レベルがそんなに高くない場合であればそこまでしなくても良いのではないかということを含められて言われています。

上の方は文科が示しているので、こういう場合であれば出席停止を求めるのだけれども、そうでない場合は自宅待機を要請して出席停止扱いという形にしたいという風に考えています。

少なくとも熱があったら、登校は控えてもらうように要請したいという風に考えているのですけれども、期間としては、熱のある家族の熱が下がったら、子供は学校に登校しても良いという風な形で行ければと思っています。

いかななものでしょうか。

教育長 文科から学校に来ないこと徹底しなさいというラインが出ている部分はわかりやすいのですが、そうでない部分は、感染が蔓延していない状況だと、色んな風邪症状があるので、そこまでは求められない。あくまで、医師の指示によるとしています。

委員 この場合の医師の指示によるというのは、医師のどういう指示ですか。この場合、医師が何を指示した場合でしょうか。

学校教育課長 家族も様子を見た方が良いでしょうという風に言われたときに限ります。

委員 コロナが否定できないというニュアンスで言われた場合です。ではそのまま良いのでないでしょうか。

学校教育課長 当てはまるパターンで、例えば3人兄弟がいて、一番上に熱が出ていて、2番目・3番目が何も熱が出ていなくて、すごく元気である場合です。

委員 そういう場合に医師から兄弟達も学校を休ませた方が良いでしょう。という意味ですね。

学校教育課長 そういった医師の指示という風にとっていただければ。

委員 地域感染者がだんだん増えていく段階のときは良いのですが、散発的にあっても医者がコロナ感染症の否定はできないといった場合は、やはり出席停止という扱いでよろしいのでないでしょうか。

教育長 表現が難しいのですけれども、今、委員がおっしゃったように、「この医師の指示って何だ。」ということが、コロナが否定できないことによるというような、何か注釈が欲しいですね。

委員 そうですね。そこに具体的な文言があれば、なるほどと納得できる。医者の方のどういう指示があった場合か。

教育長 ここは、なんらかの形で表現しなければいけないと思います。

委員 ドクターは、患者にそれは絶対大丈夫だよという言い方を

しないですよ。それを突き詰めていくと、ドクターの指示がどれほどの意味があって、それに対してリスクヘッジになっているのか。もしかしたら不要な文言かもしれない。それこそ自己判断に近くなってしまう可能性もあるとすれば、また混乱してしまうのでは。ドクターも混乱すると思うのですが、どうでしょう。

委員

扁桃腺なんかの場合、お医者さんがわかるので扁桃腺ですよと言ってくれるので、その場合は熱があっても指示はないということではないでしょうか。

学校教育課長

中学校の職員の場合は、旦那さんが熱あってあるお医者さんに行ったら、風邪だと言われました。風邪と言われたので、午前中に学校を休んでいた奥さんは、旦那さんが風邪だということで、風邪なら私午後から仕事に行くねということで出勤している。次の日になっても旦那さんに熱が出ているので、診てみたら陽性であった。職員は午後から行っていたので、接触した職員が濃厚接触者になってしまった。奥さんも旦那さんから感染してしまっている。

お医者さんの指示も絶対ではない。こういうこともあったので、これまでセーフティにしてきたのが、これまでの我々のスタンスです。

委員

発熱外来を受ければ必ず検査を受けますよね。

委員

本人がコロナかもしれないという方が発熱外来を受けます。

委員

うちの母親は少し微熱があるということで、土曜日の診察日でない時間帯に行ったら、微熱と言うだけですぐPCR検査でした。施設に入っていて、全く接触もしていないし注射も受けていますと言いましたけど、でもPCR検査をしますと、すぐ微熱でも検査をされたので、今はすぐするんだと思いました。

普通のお医者さんに風邪かもと行くとそうになってしまうということですよ。難しいですね。

委員

ほんと難しいです。顔を見ただけではわからない。

もし家族に兄弟いるけども学校に行かせても良いですかと聞かれた場合に、慎重な医者は少し様子を見て休ませてくださいという言い方をしますが、すごい自信を持った医者

う世界なのです。

こういった場合は、兄弟がコロナと決まったわけではなくて、単に発熱があって風邪症状があるという段階をどこまで規制するか。ガイドラインで制限するかという問題になって、その部分はかなり曖昧な部分として、しかし医者からコロナの可能性が否定できないから休ませてと言われた場合は最低限休ませる。医者からは言われていないが親の判断で休ませた場合は、それはそれで良いと思います。

きっちりとした文書を作っていくのは難しいと思います。

委員

新型インフルエンザのときも、家族内で発熱があった場合は、子供は全員休ませてくださいという依頼をしてあったと思いますが、医師の指示によるとなると、診察を受けに連れて行く場合に子供を見る人がいない家族は、学校に行きなさいとなってしまふのでは、と思ったのですが。要するにお医者さんから言われるまではいいのだと見てしまう。

学校教育課長

「医師の指示による」を取れば、3人のうち1人でも熱があれば、3人とも休むと取ってくれますよね。

委員

熱出した子供がコロナに感染している可能性がどれくらいあるかは親の判断に任せるしかない。もしかしたらうちの子がコロナに感染している可能性があるかもしれないなと思ったときは、親の判断で学校に行かせないということを守ってもらいたい。親の判断というか親を信頼するしかない。

うちの子が全然罹ることはないという場合には、医者から具体的に指示があるまでは子供を学校に行かせることは仕方ないと思います。

医者も患者さんを信頼するしかない。熱があるけども診てほしいと来た場合に、コロナに感染するようなことありましたかと聞いて、「全然ありません」と言われれば、ではどうぞと言うしかないです。

学校教育課長

「医師の指示による」は、このままで付けていた方がよいでしょうか。取った方がいいですか。

委員

具体的に医者から休ませてくださいという指示があった場合、そこは聞く聞かないの問題があります。聞かれなければ言わないという医者もいます。だから兄弟を学校に行かせても良いですかという質問をもししたとして、休ませてくだ

学校教育課長
委員

教育長
学校教育課長

さいという言葉があったら休ませていただいて、そこまでしか言えないと思います。コロナ感染者かどうか分からないわけですから恐らく可能性としては9割方違うのだらうと思います。文言的にはこれが精一杯かなという気がします。

文言的には、このままということですね。

あとは医師会との相談で消してくれと言われれば、消さざるを得ないです。

次をお願いします。

お父さんの職場で感染者が出て、お父さんが濃厚接触者としてPCR検査の対象となった場合の、その子供は、お父さんの陰性が確認できるまで自宅待機要請で良いかどうかということです。よく言われるのが、お父さんは濃厚接触者だけども、子供は濃厚接触者でなく、PCR検査の対象でないので、学校に出ても良いでしょという風な論理も色々聞こえてきている。

同居の家族の陰性が確認できるまでとついていますけども、お父さんが濃厚接触者でPCR検査を受けて、陰性だけでも2週間休んでくれという場合もある。その時の子供も2週間休まなければいけないかとなると、今迄までは、わからなかったので、「申し訳ありませんが、お父さんが職場に行っても良いと言われるまで、家族の方も同じようにしていただければありがたいのですけども」という形で、休んでもらったのが、今迄の例です。でも子供は、濃厚接触者でないから、お父さんが陰性なら出ても良いでしょと言われていたところ。今回の病院での場合も、「私も濃厚接触者ではありません」と沢山言われていますから、そこら辺が論点なのだらうと。

仮にお父さんが濃厚接触者で2週間休んでくださいという場合であっても、では子供がすぐ出ても良いかというのと、2・3日は様子を見てもらいたいなという気持ちも、我々の中にはあります。今まで、濃厚接触者で、はじめ陰性だったけども陽性になって、その家族もまた陽性になったということが出てきていることを考えると、濃厚接触者がPCR検査で陰性であっても、その子供はすぐ出ても良いかというのと、2日くらい様子を見てもらえれば、セーフティかなという気

教育長

持ちもあるのですけども、そういう意味も踏まえて、どのような扱いでいけば良いかご意見をいただければと思います。

「濃厚接触者等」としていたものを「濃厚接触者」と「濃厚接触者でない者」で切り分けました。

市職員は、濃厚接触者がPCR検査で陰性になれることになっていますが、県教委ではまだなっていない。

日数も2週間ということそのままキープできるかということで、お医者さん方の話の中でも、濃厚接触者に陰性が出れば、その家族については、それ以上行動制限するものではないとの意見があったので、同居の家族等の陰性が確認できるまでとしている。

学校教育課長

家族の職場復帰の指示が出るまで一緒に休んでもらうことが今まであった。ここについて、今風に合わせたところ。

今回、保育園の4歳児から陽性者2人出まして、4歳児皆がPCR検査を受けて2人以外は陰性だった。その上に小学生・中学生のお兄さんお姉さんがいる子供達については、正直3日間休んでももらいました。4歳児は9月26日まで休んでくださいと保健所から言われているのですが、小学校・中学校の兄弟まで休まなければならぬという風な話になって、そこまでは違うだろうと。小学校・中学校の兄弟は濃厚接触者の陰性になった子の兄弟であって、濃厚接触者ではないので、3日間様子見て大丈夫であれば登校してくださいということで9月16日から登校してもらっています。結果出た後2日休んでもらっています。

教育長

4歳児に関しては、すべて濃厚接触者扱いとして検査して、3歳・5歳児については、念のため、濃厚接触者ではなく検査をやっています。

委員

これについて、ご意見をお願いします。

いろんな分析をした結果このようになっているのは理解できますけども、委員がおっしゃったように結局、本人を信じるしかないという部分。濃厚接触者の定義は保健所があてにならない点。PCR検査を受けるか受けないか、広く受けさせている現状があります。保健所がベースで受けた方が良いというか、本人申告で受けるという形もあって、必ずしもそこで線分けできないような現状ができています。

	<p>その現状で、これで回るかというとはよくわからない。</p> <p>医療機関の判断で受けた方がいいよという場合と本人が申告してその結果受ければという場合もあって、そこを一緒にすることは、全然質が違うのではないかという気がする。</p> <p>この分析をどうするかとなると、思い至らず今日に至っているのですが、PCR検査とか濃厚接触者とか形骸化している感じがあって、何かうまいものがないかなと考えたところでした。</p>
教育長	<p>私達が一番悩んだのが、企業や事業者で県外に行くことが沢山あるところはどんどんPCR検査をしていて、それをやらないと仕事にならないような人達をすべてこれに該当させるかとなったときに、これに該当させたら学校に来られなくなってしまうので、そういう人達を除くという意味で、保健所や医療機関からのお墨付きをもらってやっているものについての判断基準だけにしていかないと無理だなと考えました。</p>
委員	<p>これは、あくまでも保健所や医療機関が判断した場合なのですね。自分から不安なのだけでもという場合は除くのですね。</p>
教育長	<p>そのお通りです。</p>
委員	<p>そこはもう少し明確にした方が良くもしいないですね。</p>
教育長	<p>表にきちんと書かないとわからないかもしれませぬ。</p>
委員	<p>もし文言を入れるとしたら、「濃厚接触者と認定されないものの感染の可能性が否定できないもの」として文言。</p> <p>濃厚接触者としては該当しないけども、感染を否定できない可能性があるとして、保健所や医療機関の判断で検査が必要だと。そういうことを言いたいのですよね。</p>
教育長	<p>そうです。</p>
委員	<p>もう一つ、先程の国と別なところはいずれも「待機要請」ですよね。</p> <p>出席停止という場合と、待機要請ではやはり違うのですよね。待機要請の場合は、自分は感染の可能性は全然ないと本人が行くと言ったら、行っても良いのですか。</p>
学校教育課長	<p>「わかりました」と、引き受ける形になります。</p>
委員	<p>ここは、そういう緩やかさがあるものとしておけば良いの</p>

教育総務課長
委員
教育総務課長

かなと。これ以上きちんとした文言設定は難しいのではないかと思います。「陰性ですので出校させます」と言った場合は、拒否できないというニュアンスであれば良いのかと。

「そういわれれば否定できないな」と家族が認めた場合は、出校させないでくださいというニュアンス。

濃厚接触者は必ずPCR検査をするのでしょうか。

そうです。濃厚接触者と認定されると強制力が働きます。

例えば、「濃厚接触者としてPCR検査の対象となった場合」とありますが、「濃厚接触者となった場合」でも通じるということでしょうか。PCR検査という文言がなくても良いのでしょうか。

先程の委員がおっしゃった部分を見ると、検査に惑わされてしまうので、保健所が濃厚接触者と判断したことに重きを置いて、その確認のための検査なのでその有り無しをあまり重要視しない方が良いのかなと思いました。

委員

そういう考え方もできます。

濃厚接触者と保健所が認定しない限りは、行動は全く自由なのです。

教育長

期間のところが、PCR検査の陰性をもってとなっている。

教育総務課長

「態様」の欄については、PCR検査の文言が無くても良いと思いますが、期間については、その人をどう拘束するかという部分に、検査で陰性になったら解けますというような表現をすればいいのかと思います。

委員

「PCR検査の対象になった場合」は入れなくてもいいと思います。

委員

PCR検査の結果はどのくらいで出ますか。

委員

1日です。

教育総務課長

1日でこなさせる検査の量が制限されていると言っていますので、検査数が多ければ検査を受けるまでの順番待ちがあるようです。

委員

再検査してから陰性から陽性になるのはどのくらい。

委員

まちまちです。

濃厚接触者と認定された場合に、感染者になる確率は結構あるのですね。そうすると、その同居する家族は、その時点

で濃厚接触者になってしまう。その時点で、濃厚接触者として該当させて、安全が守られるかという点非常に危ない。でもそここのところでの、濃厚接触者として認定されない段階で、どこまで行動制限を要請するかですね。この場合は要請ですよ。

委員

同居の家族ということは、濃厚接触者でないとしても、濃厚接触して、リスクがかなり高い訳ですよ。再検査で陽性が出る可能性まで考えれば、安全面を考えれば、先程言われた2・3日は本来必要ではないかと思います。

委員

再検査はたぶん2回はやると思います。

再検査のタイミングは、熱があつたり肺炎の症状があると2回目の検査をすぐやるのですが、症状がない場合の2回目の検査をいつやるかという基準は、保健所の判断になりわからないです。

委員

熱が出ていれば、その間子供達は休めますが、出ていない場合は、翌日すぐに学校に出てくることになる。

同居の家族が濃厚接触者となった場合は、2日から3日は休んでもらった方が安全かなと思います。

教育次長

「同居の家族等が濃厚接触者等としてPCR検査の対象となった場合」の「PCR検査」の文言が無くても良いのでは、とのことでしたが、私これはいらないと思って担当と話したときに、決められた表記の仕方ということで、県も市もこの文言を使っていますので、付けていてもかまわないでしょうか。

委員

取った方がいいという意味ではないので、それでよいと思います。

教育次長

8番について、強調する意味で抗原検査の対象となった場合の後ろに「(自主的な検査を除く)」を加えたらどうかどうでしょうか。

委員

良いと思います。

委員

先程言われた企業で他県から帰ってきたときに検査を受けることは、自主的な検査ということで保健所や医療機関の要請ではないということですね。

教育長

そうです。

頻繁に検査をしているようです。業者検査なので結果が出

委員
教育長

るまで4日位かかるので、4日休ませなければならないのですかという話があって、そういうことはないですとしています。

ここについては、文言修正なしで行きたいですが、よろしいですか。

はい。

陰性確認以上のものについては、根拠がないので、陰性確認した後も2・3日様子を見てほしい気持ちは伝えることは出来ても、「何で」と言われた時に示せるものが一切なくて、私たちの経験からみると非常にリスクが高いです。

委員

そこは、具体的に説明して、事例を示して、理解を得るしかないのではないのでしょうか。そこを踏み越えるのは難しい。

学校教育課長

引っかかっているのが「PCR検査や抗原検査」としているが、このまま「抗原検査」という文言が必要でしょうか。

教育長

「抗原検査」については、このまま医師会で見てもらうことでよろしいでしょうか。

委員

よろしいです。

学校教育課長

その他のところになりますが、この後中学生から小学6年生、12歳から15歳までワクチンをやります。ワクチンはかなり有効性が高いという風に一般的に言われていますけども、小学校1年生から5年生までと6年生でも早生まれまではワクチンが行き届かない中で、ガイドラインを小学生用、中学生用に二つ作る必要がないのかどうか。私の考えとしては、中学生の中でも全員ワクチンしているかという、そうでない生徒もいますので、ワクチンをやっていなくてもこのガイドラインでいきたいなという風に思っていますが、委員の皆さんのお考えはいかがなものでしょうか。

委員
教育長

それでよろしいです。

ありがとうございます。

主な検討事項については、一通り済みましたが、これを含めまして、その他お気づきの点などお願いします。

委員

項目の順番について、これはこれで一つの整理かと思うのですが、組み替えるのもあり得るのかと思います。

効果による分け方もあれば、対象者による分け方もありま

	<p>す。学校で対応しやすい、わかりやすい順番になればと思います。</p>
教育長	<p>並び替えについては、もう一度検討します。</p>
委員	<p>地域感染者の「漸増」、「散発」のレベルを明記すれば、具体的に学校で対応できると思うのですが。</p>
教育総務課長	<p>県だとレベルがホームページに出ているので、すぐ見て分かるので、厳しめにレベル判断しているので県で良いのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>学校でとっさに判断するのは難しいですね。</p>
教育総務課長	<p>国の判断だと、秋田県はレベル2の判断ですけども、県では、いまだに独自のレベル4を堅持しています。</p>
教育長	<p>これから県のレベルが落ちてから、由利本荘市で広がったときに、県の発表は、後追いになる。</p> <p>でも、今ここで感染拡大があるという段階では、強めの措置が必要となる。</p>
委員	<p>この判断は誰がしますか。</p>
教育長	<p>市だと思います。</p>
委員	<p>市が判断を出すのであれば良いですが、学校に委ねるとなると判断は難しくなります。自宅待機要請の保護者への語り掛けと出席停止の保護者への語り掛けにムラがあった場合が出てしまう。</p> <p>言葉の選び方が難しいと思いました。</p> <p>区別がつかないので休んでもらえるとありがたいですがと、すべてになってしまう。</p>
教育総務課長	<p>後ろ盾を取るとすると、国か県の公式の判断のものによって区別をしておいて、さらにそれから踏み込むときは市として判断を別途出す方が、現場は混乱しないと思います。</p>
教育長	<p>レベルについては、検討します。何等かの形で反映させれば、反映させます。</p>
委員	<p>この間のように学校に全員登校した場合の対応について、こちらからある程度学校に指示しておかないと、各学校で急いで対応しすぎて、あのようになりかねないと思います。</p> <p>確認を取らせることも含めて、連絡・対応方法も考えていかなければならないと思います。</p>
教育長	<p>別の手順として作成途中なので、後日お諮りしたいと思</p>

